

**第三十条** 第三条の規定による改正後の地方税法第十六条第九項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用する。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

**第三十一条** 第四条の規定による改正後の相続税法(以下この条において「新相続税法」という。)第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2| 施行日から平成三十四年三月三十一日までの間に非居住外国人(施行日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き新相続税法の施行地に住所を有しない者であつて日本国籍を有しないものをいう。)から相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した場合において、当該財産を取得した者が当該財産を取得した時において新相続税法の施行地に住所を有しない者であつて日本国籍を有しないものであるときに於ける新相続税法第一条の三第一項第二号又は第一条の四第一項第二号の規定の適用については、新相続税法第一条の三第一項第二号中「又は非居住被相続人」とあるのは、「非居住被相続人又は非居住外国人(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第 号)附則第三十一条第二項に規定する非居住外国人をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、新相続税法第一条の四第一項第二号中「又は非居住贈与者」とあるのは「非居住贈与者又は非居住外国人」とする。

3| 新相続税法第四十一条第二項及び第五項の規定は、施行日以後に新相続税法第四十二条第一項(新相続税法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の二第二項の規定により物納の許可を申請する場合について適用し、施行日前に第四条の規定による改正前の相続税法(以下この条において「旧相続税法」という。)第四十二条第一項(旧相続税法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の二第二項の規定により物納の許可を申請した場合には、なお従前の例による。

4 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条に規定する登録社債等については、旧相続税法第四十一条（旧相続税法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

5 新相続税法第六十四条第四項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる同項に規定する合併等について適用し、同日前に行われた旧相続税法第六十四条第四項に規定する合併等については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税法第二十五条の規定は、施行日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動について適用し、施行日前の第六条の規定による改正前の消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動については、なお従前の例による。

（酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第三十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（その他の発泡性酒類の範囲に関する経過措置）

第三十四条 平成三十二年十月一日から平成三十八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られるその他の発泡性酒類（第七条の規定による改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。）に係る同号の規定の適用については、同号ハ中「十度」とあるのは、「十度」とする。

（酒類の製造免許等に関する経過措置）

第三十五条 第七条の規定による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）の規定により発泡酒とされていたものうち、新酒税法の規定により

ビールとして分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許（以下この条において「製造免許等」という。）を受けていた者は、平成三十年四月一日に、新酒税法の規定によりビール（新酒税法第三条第十二号に規定するビールのうち、旧酒税法第三条第十八号に規定する発泡酒に該当するものに限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

2 旧酒税法の規定により甘味果実酒又はスピリッツとされていたものうち、新酒税法の規定により果実酒又はブランデーとして分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、平成三十年四月一日に、新酒税法の規定により果実酒（新酒税法第三条第十三号ホに掲げるものに限る。）又はブランデー（同条第十六号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第三条第二十号に規定するスピリッツに該当するものに限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

3 旧酒税法の規定によりその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒とされていたものうち、新酒税法の規定により発泡酒として分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、平成三十五年十月一日に、新酒税法の規定により発泡酒（新酒税法第三条第十八号ロ及びハに掲げるものに限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

4 新酒税法第十条（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、第十条の規定による廃止前の国税犯則取縮法（以下「旧国税犯則取縮法」という。）第十四条第一項の規定による通告処分は、第八条の規定による改正後の国税通則法（以下「新国税通則法」という。）第五百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

5 第一項から第三項までの場合において、旧酒税法の規定による製造免許等に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許等に付されたものとみなす。

（発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例）

第三十六条 平成三十二年十月一日から平成三十五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類（新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。以下附則第三十九条までに同じ。）及び醸造酒類（新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までに同じ。）に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各

号に掲げる酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡性酒類 二十万円  
二 醸造酒類 十二万円

2 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十六万七千二百二十五円

二 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類（附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。）（旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。） 十万八千円

四 その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたものを除く。） 八万円

3 第一項の醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項の規定及び第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 十一万円  
二 果実酒 九万円

4 平成三十五年十月一日から平成三十八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十八万千円とする。

5 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒（新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコ

一ル分が十度未満のものに限る。〕 十五万五千円

二 発泡酒（新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のもの並びに同号ロに掲げる酒類のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。〕 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類 八万円

6 第一項及び第二項の場合において、第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第八十七条の三第一項及び第八十七条の四第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「の規定」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号。次条第一項において「平成二十九年改正法」という。）附則第三十六条第一項及び第二項の規定」と、新租税特別措置法第八十七条の四第一項中「の規定にかかわらず、同項の規定」とあるのは「及び平成二十九年改正法附則第三十六条第一項の規定にかかわらず、これらの規定」とする。

7 第四項及び第五項の場合において、新租税特別措置法第八十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）附則第三十六条第四項及び第五項の規定」とする。

（未納税移出等に係る経過措置）

第三十七条 平成三十二年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（前条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、前条第一項から第三項までに規定する税率とする。

2 平成三十五年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法

第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、前条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額が前条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日まで同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、前条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

3 平成三十八年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が前条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日まで同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第三十八条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成三十二年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率とする。

免除の規定

追徴の規定

酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

2 |

前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成三十五年十月一日前に保稅地域から引き取られた酒類（新酒税法第二十三条に規定する稅率（発泡性酒類にあつては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する稅率）により算出した場合の酒稅額が附則第三十六条第一項か

ら第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

- 3 | 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成三十八年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率とする。

（手持品課税等）

- 第三十九条 平成三十二年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所  
所で附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した  
場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の  
酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販  
売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所です  
所持する場合には、その合計数量）が千八百リットル以上であるときは、当  
該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者  
の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

- 2 | 前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規  
定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、平成三十二  
年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵  
場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出をした  
場合には、当該届出をした酒類の製造者又は販売業者が同年十月一日に所  
持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

- 3 | 第一項の場合においては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定

する税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

4 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、平成三十二年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類及び醸造酒類にあつては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第六項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における新酒税法第三十条又は第十三条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下この条において「新災害減免法」という。）第七條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>新酒税法第三十条 第一項</p>	<p>当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）</p>	<p>第二十三条に規定する税率（発泡性酒類及び醸造酒類にあつては、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号。以下この条において「平成二十九年改正法」という。）附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により課されるものとした場合の酒税額</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>新酒税法第三十条 第三項</p>	<p>当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)</p>	<p>第二十三条に規定する税率(発泡性酒類及び醸造酒類にあつては、平成二十九年改正法附則第三十六條第一項から第三項までに規定する税率)により課されるものとした場合の酒税額</p>
<p>新酒税法第三十条 第五項</p>	<p>当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額</p>	<p>第二十三条に規定する税率(発泡性酒類及び醸造酒類にあつては、平成二十九年改正法附則第三十六條第一項から第三項までに規定する税率)により課されるものとした場合の酒税額</p>
<p>新災害減免法第七 条第一項</p>	<p>課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税(以下「酒税等」と総</p>	<p>所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第 号。以下この項において「平成二十九年改正法」という</p>

新災害減免法第七 条第三項及び第四 項	酒税等	酒税	<p>称する。)の税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。)</p> <p>。第七條の規定による改正後の酒税法第二十三條に規定する税率(同法第三條第三号に規定する発泡性酒類及び同條第四号に規定する醸造酒類にあつては、平成二十九年改正法附則第三十六條第一項から第三項までに規定する税率)により課されるものとした場合の酒税額</p>
---------------------------	-----	----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 前項の場合においては、旧酒税法第二十三條に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三條に規定する税率(発泡性酒類及び醸造酒類にあつては、附則第三十六條第一項から第三項までに規定する税率)により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。

6 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成三十二年十一月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その貯蔵場所において所持する第一項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分(品目を含む。第三号において同じ。)及び当該区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

- 三 その貯蔵場所において所持する第四項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量
- 四 前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額
- 五 第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額の合計額を控除した残額に相当する酒税額
- 六 第二号に掲げる酒税額の合計額から第四号に掲げる酒税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
- 七 その他政令で定める事項
- 7 平成三十二年十月一日に第一項に規定する酒類を販売のため所持していないことにより前項の規定による申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、同日に第四項に規定する酒類を販売のため所持する場合には、その者が同年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に同項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出をした税務署長に前項の規定による申告書を提出することができる。
- 8 第六項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第五号に掲げる酒税額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。
- 9 第六項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に同項第六号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する金額を還付する。
- 10 前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項の規定は、適用しない。
- 11 第八項の規定は、第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る第八項の納期限前に提出したものは同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五条第二項の規定による納付の期限が第八項の納期限前に到来するものについて準用する。
- 12 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項及び附則第九十二条において同じ。）が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の

規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出し、又は酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用した場合

13| 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第六項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

14| 平成三十五年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所所持する場合には、その合計数量）が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

15| 前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、平成三十五年十月三十一日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合には、当該届出をした酒類の製造者又は販売業者が同月一日に所持

する当該酒類については、同項の規定を適用する。

16 第十四項の場合においては、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額と附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十四項の酒税額とする。

17 第十四項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、平成三十五年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第十九項において準用する第六項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における新酒税法第三十条又は新災害減免法第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

新酒税法第三十条 第一項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われていない場合には、その控除前の金額とする。第五	第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）以下この条において「平成二十九年改正法」という。）附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により課されるものとした場合の酒税

<p>新災害減免法第七 条第一項</p>	<p>新酒税法第三十 条第五項</p>	<p>新酒税法第三十 条第三項</p>	
<p>課せられた酒税又はた ばこ税、揮発油税、地 方揮発油税、石油ガス 税若しくは石油石炭税</p>	<p>当該移出により納付さ れた、又は納付される べき酒税額</p>	<p>項において同じ。） 当該他の製造場からの 移出により納付された 、若しくは納付される べき又は保税地域から の引取りにより納付さ れた、若しくは納付さ れるべき若しくは徴収 された、若しくは徴収 されるべき酒税額（延 滞税、過少申告加算税 、無申告加算税及び重 加算税の額を除くもの とし、当該酒税額につ き第一項又はこの項の 規定による控除が行わ れている場合には、そ の控除前の金額とする 。）</p>	<p>額</p>
<p>所得税法等の一部を改正 する等の法律（平成二十 九年法律第 号。以 下この項において「平成</p>	<p>第二十三条に規定する税 率（発泡性酒類にあつて は、平成二十九年改正法 附則第三十六条第四項及 び第五項に規定する税率 ）により課されるものと した場合の酒税額</p>	<p>第二十三条に規定する税 率（発泡性酒類にあつて は、平成二十九年改正法 附則第三十六条第四項及 び第五項に規定する税率 ）により課されるものと した場合の酒税額</p>	

新災害減免法第七 条第三項及び第四 項	酒税等	酒税	(以下「酒税等」と総称する。)の税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を除く。)  二十九年改正法」という。 ) 第七条の規定による改正後の酒税法第二十三条に規定する税率(同法第三条第三号に規定する発泡性酒類にあつては、平成二十九年改正法附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)により課されるものとした場合の酒税額
---------------------------	-----	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

18| 前項の場合においては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあつては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。

19| 第六項から第十三項までの規定は、第十四項の規定により酒税を課する場合又は第十七項の規定により酒税を控除する場合について準用する。この場合において、第六項中「第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者」とあるのは「第十四項の規定の適用を受ける酒類の製造者」と、「平成三十二年十一月二日」とあるのは「平成三十五年十月三十一日」と、同項第一号及び第二号中「第一項」とあるのは「第十四項」と、同項第三号及び第四号中「第四項」とあるのは「第十七項」と、第七項中「平成三十二年十月一日」とあるのは「平成三十五年十月一日」と、「第一項」とあるのは「第十四項」と、「第四項」とあるのは「第十七項」と、「同年十一月二日」とあるのは「同月三十一日」と、第八項中「平成三十三年三月三十

「一日」とあるのは「平成三十六年四月一日」と、第十二項中「が第一項」とあるのは「が第十四項」と、同項各号中「第一項の規定による」とあるのは「第十四項の規定による」と読み替えるものとする。

20 平成三十八年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所所持する場合に、その合計数量）が二千リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

21 前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、平成三十八年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合には、当該届出をした酒類の製造者又は販売業者が同年十月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

22 第二十項の場合においては、新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第二十項の酒税額とする。

23 第二十項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、平成三十八年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額が新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持す

る酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第二十五項において準用する第六項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における新酒税法第三十条又は新災害減免法第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>新酒税法第三十条 第一項</p>	<p>当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）</p>	<p>第二十三条に規定する税率により課されるものとした場合の酒税額</p>
<p>新酒税法第三十条 第三項</p>	<p>当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重</p>	<p>第二十三条に規定する税率により課されるものとした場合の酒税額</p>

<p>新酒税法第三十条 第五項</p>	<p>加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。</p>	<p>第二十三条に規定する税率により課されるものとした場合の酒税額</p>
<p>新災害減免法第七 条第一項</p>	<p>課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を除く。）</p>	<p>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第七條の規定による改正後の酒税法第二十三条に規定する税率により課されるものとした場合の酒税額</p>
<p>新災害減免法第七 条第三項及び第四 項</p>	<p>酒税等の 酒税等</p>	<p>酒税の 酒税</p>

24

前項の場合においては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。

25

第六項から第十三項までの規定は、第二十項の規定により酒税を課する場合又は第二十三項の規定により酒税を控除する場合について準用する。

この場合において、第六項中「第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者」とあるのは「第二十項の規定の適用を受ける酒類の製造者」と、「平成三十二年十一月二日」とあるのは「平成三十八年十一月二日」と、同項第一号及び第二号中「第一項」とあるのは「第二十項」と、同項第三号及び第四号中「第四項」とあるのは「第二十三項」と、第七項中「平成三十二年十月一日」とあるのは「平成三十八年十月一日」と、「第一項」とあるのは「第二十項」と、「第四項」とあるのは「第二十三項」と、第八項中「平成三十三年三月三十一日」とあるのは「平成三十九年三月三十一日」と、第十二項中「が第一項」とあるのは「が第二十項」と、同項各号中「第一項の規定による」とあるのは「第二十項の規定による」と読み替えるものとする。

26 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27 第一項、第十四項若しくは第二十項の規定（以下この項において「手持品課税の規定」という。）により課する酒税又は第四項、第十七項若しくは第二十三項の規定（以下この項において「戻入控除の規定」という。）により控除する酒税に関する調査については、手持品課税の規定に規定する者（第二項、第十五項又は第二十一項の規定による届出により手持品課税の規定の適用を受ける者を含む。）又は戻入控除の規定に規定する者（第七項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出により戻入控除の規定の適用を受ける者を含む。）の手持品課税の規定又は戻入控除の規定に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の四第三項に規定する者とみなして、同項並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を適用する。この場合において、同項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第二十号）附則第三十九条第二十七項（手持品課税等）に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

28 偽りその他不正の行為によって第九項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による還付を受け、又は受けようとした